

随意契約における見積書徴取の方法について

財務課長裁定

平成28年1月5日

(趣旨)

- 1 国立大学法人大阪教育大学（以下「本学」という。）における予定価格が一定範囲の支出原因契約については、公平性、透明性を高めるために一定の要件を付して見積り参加者を募り契約者を決定する方法（以下「自由参加型見積合せ」という。）を実施することとし、そのことについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 この取扱いによる自由参加型見積合せは、国立大学法人大阪教育大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第16条に規定する予定価格が300万円未満のもので、仕様書等により品名、規格、数量等が明確となるものを対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当するものは、自由参加型見積合せの対象としない。
 - (1) 緊急に調達する必要があるとき。
 - (2) 特殊物品等であるため適さないと判断されるとき。
 - (3) 採用することが本学にとって不利と判断されるとき。

(参加者の資格)

- 4 自由参加型見積合せに参加できる者は次の各号に該当する者とする。
 - (1) 契約規程第5条及び第6条の規定に該当しない者
 - (2) 本学と取引実績のある者
 - (3) 国立大学法人大阪教育大学長から、取引停止の措置を受けている期間中の者でない者
- 5 前項の規定にかかわらず契約権限者が認めた者を自由参加型見積合せに参加させることができる。
- 6 前項の者が継続して自由参加型見積合せに参加しようとするときは、メーリングリストに登録することが出来る。

(実施の周知)

- 7 自由参加型見積合せを実施しようとするときは、次に掲げる事項を掲示及び電子メールにより情報提供するものとする。
 - (1) 調達件名
 - (2) 提出書類受領期限
 - (3) その他必要と認める事項

(見積書の提出)

- 8 自由参加型見積合せを実施しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した見積書を、見積参加者又はその代理人(以下「参加者等」という。)より提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 見積金額
- (3) 参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名)及び押印

9 見積書の提出方法は、持参又は郵送とする。ただし、契約権限者が認める場合は電子媒体での提出も認めるが、その者が契約の相手方となる場合は、直ちに原本の提出を求めるものとする。

(落札者の決定)

10 要求要件をすべて満たし、本学にとって最も有利な価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とし、価格等について契約の協議を行うものとする。なお、2者以上の者がもっとも有効な見積書を提出した時は、その者全てと協議等を行うものとする。

(参加者不在の取扱い)

11 見積書受領期限までに見積書の提出がない場合は、契約権限者が別途選定した者へ見積を依頼し、契約の協議を行うものとする。

(その他)

12 この取り扱いに定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。